

令和6年9月25日

放課後児童保育室在室児童の保護者のみなさまへ

新座市こども未来部保育課長

令和7年度新座市放課後児童保育室入室（更新）手続きについて

日頃から保育行政につきまして御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

さて、新座市放課後児童保育室の令和6年度の入室期間は、令和7年3月31日までとなっております。新年度も引き続き入室を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

つきましては、下記要領のとおり入室申請の手続きをお願いいたします。

なお、更新申請に当たり、兄弟姉妹分を含め、放課後児童保育室の保育料に滞納がある場合は更新できません。納付が困難な場合は必ず保育課窓口で御相談ください。

記

1 申請方法

電子申請により、更新申請登録の上、必要書類（「保育を必要とする事由の説明書類」）を保育室（保育課）へ提出してください。

※3P「令和7年度 放課後児童保育室更新手続きの流れ」をご確認ください。

2 対象者

平成27年4月2日から平成30年4月1日生まれの放課後児童保育室在室児童
（新2年生から新4年生までの方）※現在1年生から3年生の在室児童

3 電子申請登録期間 令和6年10月1日（火）から同年11月25日（月）まで

4 書類提出期間・提出場所

（書類…保育を必要とする事由の説明書類等（就労証明書等））

①保育課窓口又は各放課後児童保育室（開室時間中）

令和6年11月13日（水）から同月25日（月）まで

（土曜日、日曜日は保育課窓口で受付は行いません。）

②郵送（保育課宛て）

令和6年9月25日（水）から同年11月25日（月）まで（必着）

※ 上記期間内に更新の電子申請登録、書類の提出がない場合、令和7年3月末をもって退室とさせていただきます。

裏面に続く

5 更新申請に必要な書類

保育を必要とする事由の説明書類（いずれかの書類の提出必須）

○ 父母及び65歳未満の同居の祖父母が対象です。						
	常時家庭で保育ができない事由	必要な書類	父	母	祖父	祖母
①	就労している方	(1) 就労証明書 (2) シフト表（不規則勤務の場合）				
②	自営業の方	(1) 就労証明書（自分で記入） (2) 就労状況申告書（自営業者用） (3) 直近の確定申告書の写し等 （自営業の証明となるもの）				
③	内職している方	(1) 就労証明書（自分で記入） (2) 就労状況申告書（自営業者用） (3) 発注等の実績を証明する書類				
④	病気や障がいのある方	診断書（放課後児童保育室申請用） 又は障がい者手帳の写し				
⑤	病人などの介護・看護をしている方	(1) 介護・看護状況申告書 (2) 被介護者・被看護者の診断書 （任意様式）又は障がい者手帳の写し				
⑥	就学している方	(1) 在学証明書（合格通知） (2) 授業のカリキュラム等 （週の授業日数、時間が分かる書類）				

※ 常時家庭での保育ができない場合、①～③の就労時間等は、

週4日以上（月15日以上、日曜日を除く。）かつ1日5時間以上で、原則として午後4時以降に就労が終了することが入室要件です。また、⑤及び⑥は、これに準じるものとします。この入室要件に満たない場合は、入室できませんので御注意ください。

※ 満65歳未満の同居の祖父母（住民票が別世帯であっても、同一家屋内に居住）がいる場合は、その方の保育を必要とする事由の説明書類（就労証明書、診断書など）が必要となります。

6 その他

(1) 申請が2人以上になる場合には、書類は児童ごとに御用意ください。

（どちらかに原本を添付し、その他はコピーで提出可能）

(2) 提出期間終了後の申請は、5月以降からの利用となります。

(3) 家庭状況等により、その他、提出していただく書類が必要な場合があります。

※ 詳細については、「令和7年度 新座市放課後児童保育室 入室のご案内」を確認ください。

こちらから、確認することができます⇒

（入室のご案内及び申請書等の様式一覧・記入例）



※ 電子申請ではなく、昨年と同じ用紙での更新申請を希望される方は、ホームページの様式一覧から「令和7年度更新申請書」「家庭状況申告書」をダウンロードし、必要書類と併せて、保育室又は保育課（郵送可）へ御提出ください。

7 令和7年度更新申請をしない場合

令和6年11月25日（月）までに在室している放課後児童保育室へ、「更新しない」ことを連絡してください。（方法：口頭、連絡帳、連絡アプリ等）



問合せ先

新座市こども未来部保育課放課後児童保育係

新座市役所本庁舎2階

電話 048-423-2735（直通）